

【第3編 資産運用 6-23】株式分割と株式併合に関するポイント（後編）
株式併合が実施されたときにはここに要注意！

(1)株式分割

- ①すでに発行されている株式（発行済み株式）を分割する
→発行済み株式総数が増加することにつながる
- ②分割比率（1：2、1：3、1：5、1：10 など）に応じて、
既存の株主に対しては証券口座を通じて、株式を割り当てる
- ③同時に株価も調整される
→希薄化は起こるが、「持ち分」が手数料無しで増える
→単元未満株式も分割対象になる
- ④配当金や株主優待の条件にも影響が出る

(2)TOYOTA の株式分割の事例

例：1 株につき 5 株に分割

目的：最低投資金額を引き下げて、流動性を高める
→株価 8,000 円→1,600 円（購入しやすくなる）
→株式分割により流動性が向上し売買しやすい環境になる

(3)東京証券取引所が考える望ましい投資単位の水準

→5 万円以上 50 万円未満（100 株あたりの投資金額）
→望ましい投資単位の水準以上で株式が売買されている場合には、
事業年度経過後 3 ヶ月以内に水準に戻すための計画を提出することを
義務としている

(4)株式併合

①すでに発行されている株式（発行済み株式）を統合する

→発行済み株式総数が減少することにつながる

②（例）双日（2768）

併合比率＝5：1

→株式数は減るが株価は上昇する

③株式併合により「単元未満株式」になるといづれかを選択

i そのまま保有する

ii 売却する（買取請求）

iii 買増請求を行い単元化する

※各証券会社によって対応方法は異なる場合あり

④特定口座で 200 株、NISA 口座で 300 株保有している時

5：1 の株式併合が実施

→特定口座 40 株、NISA 口座 60 株となり合算はできず、

ともに「単元未満株式」の扱いとなる

⑤NISA 口座

2019 年：100 株 → 20 株

2020 年：300 株 → 60 株

2021 年：200 株 → 40 株

→合計 120 株 100 株（1 単元）と 20 株（単元未満）となる